

◆ 12・1 横浜地裁証人尋問

「職場の安全や安心に身分格差を 作らないでほしい」 ——証人尋問でのBさんの証言——

12月1日、横浜地裁で神奈川県臨時職員の労働災害訴訟の証人尋問が行われた。この裁判をがくろう組合員も県共闘の仲間とともに傍聴した。原告は林業職の臨任職員として勤務していた2009年9月、森林での作業中に急傾斜地で滑落し、足に傷害を負った。原告は県に損害賠償を求めているが、その主張は①危険作業に対する予防措置や安全衛生教育などが十分に行われていない安全配慮義務違反、②療休の不支給・不教示など損害拡大防止義務違反、③労災不適用の違法性などだ。

この日の証人尋問において、県側証人は予想通り「県に違法性・不当性はない」と証言したが、原告側反対尋問に対し「林業は危険業務で、事故はあり得る」「臨任に無休の療休があることを知らなかった」と証言した。今回の労働災害は正規職員なら起きなかったかもしれない、仮に起きていてもその後の経過は全く違っていただろう。非正規雇用労働者ゆえの差別・不当な取り扱いが行われたのだ。

「林業職場への安全への対応を強く求めます。職場の安全や安心に身分格差を作らないで欲しい」との原告の証言が強く心に残った。

がくろう神奈川 機関紙「連帯」No.272
2016年12月12日号より転載



安全第一
SAFETY FIRST

神奈川県臨時職員

労働災害訴訟

判決・報告集会のお知らせ



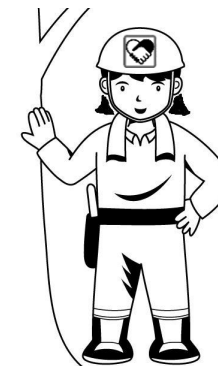
連帯第一
SOLIDARITY FIRST

2009年9月、神奈川県臨時職員の臨時任用職員として林業職に従事していた女性が、40度の傾斜地で滑落して左脚に傷害を負い、十分に療養できないまま現場復帰をし、重症化しました。2012年3月に雇止めされた彼女が、県に対して損害賠償請求を求めた事件について、昨年12月1日の尋問期日を経て、来る5月30日13時10分から判決が言い渡されます。

公判の過程では、「労災かくし」が組織ぐるみで行われた実態が暴露されました。また、当時の現場責任者が、「林業職は転びながら歩き方を覚える（だから安全教育しても無意味）」、「大きなけがでなければ労災にするまでもない」と証言するなど、安全無視の職場の実態も明らかになりました。

あえて設けられた「空白期間」のせいでも、正規公務員の災害補償基金の埒外におかれ、第三者性の欠如した県による認定・審査の手續を適用された原告。非正規公務員の差別的な処遇について裁判所がどのように判断するのか、注目されます。

判決日18時30分から、判決内容や本件訴訟の意義について、本件に心を寄せてくださった方たちに、代理人や原告から報告する集会を開きます。多くの方にご参集いただけるよう、呼びかけます。



判決と報告集会

<判決> 横浜地裁 502号法廷 5月30日(火) 13時10分
<集会> 開港記念会館 18時30分~20時 (地図は中にあります)
よびかけ 神奈川県臨時職員Bさんの労災訴訟を支える会
連絡先 090-3909-9657



神奈川県臨時職員 B さんの労働災害訴訟とは？

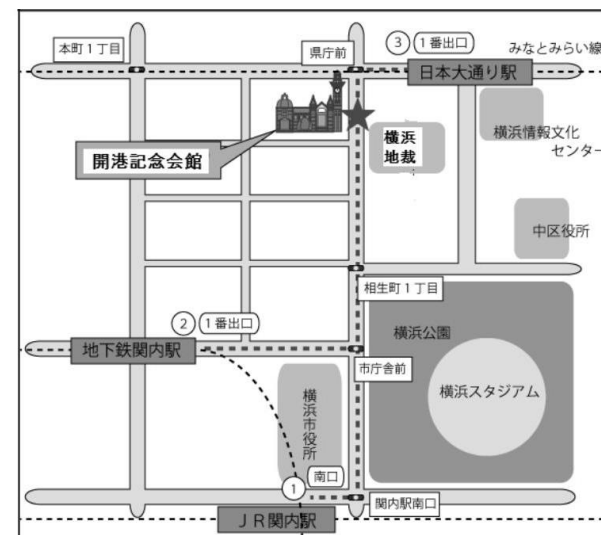


原告の B さんは、神奈川県の子正規公務員として、津久井にある県の出先機関「県央地域県政総合センター」で、林業職として山の水源地整備業務に携わっていました。林業は業務災害率が高く、山での仕事は自然相手ゆえにベテランでも危険回避は難しい仕事です。

神奈川県は、林業作業を職員に指示、業者を指導する立場にあります。一方、県の職場では、正規職員に育休や欠員が生じると、非正規公務員で代替させますが、一口に非正規といっても、種類は多く待遇も様々ですが、労働条件は正規職員と比べて格段に酷いものです。業務災害時の対応も身分によって待遇に違いがあり、職場の安全安心にも格差が生じています。

今回、B さんの業務災害に際し、職場は、本人の対応や傷病を理由に「災害の事実」「職場の危険性」「非正規の待遇格差」「人手不足対応」の実態を「なきもの」にしようと尽力しました。人手不足を補う非正規職が被災しても、救済せずに使い捨てる公務職場の実態を目の当たりにしました。B さんと同じ立場に置かれた非正規は今も現場でたくさん働いています。神奈川県の対応は、非正規だけにとどまらずに正規職や民間労働者の安全安心にも影響します。

B さんに起きた問題を明らかにして、B さんへの損害を裁判で認めさせましょう。そして、非正規労働者の使い捨てを許さない社会を作っていきたいと思っています。



★横浜地裁 JR 関内駅（南口） 10 分
日本大通り駅 1 分